

市債権の放棄について（福祉局関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第 16 条に基づき債権放棄を行った債権は下記のとおり。

[平成 31 年 4 月 ~ 令和 2 年 3 月実施分]

会計 区分	債権の名称	法的 区分	件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 〔条例第 16 条該当号〕
一般	同和更生資金貸付金	私債権	2,606	321,472,116	1号
			2	306,429	2号
合計			2,608	321,778,545	

[参考] 神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）

（放棄）

第 16 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。